

過疎後進県に配慮された衆議院選挙制度改革を求める意見書

この6月18日に、1票の較差を緊急に是正するとともに、衆議院議員の定数の削減及びこれに伴い民意が過度に集約されないようにするための臨時の措置を緊急に講ずるため、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の改正案が通常国会に提出された。

その内容は、現行の小選挙区比例代表並立制を基本に、5県で選挙区を3から2に減らし、区割りを変更するとともに、比例代表定数を180から140に削減したうえで全国比例とし、加えて、その一部に「連用制的」比例枠を導入するものである。

特に小選挙区制については、最高裁により、2009年の衆院選で最大2.30倍となった「1票の格差」が違憲状態と判断されたことから、現行制度の見直しが必要となったものであるが、緊急に格差を是正するための措置とはいえ、一人別枠方式を廃止し、単純な人口割りを行うという小手先の改革と言わざるを得ない。これでは、過疎化が進行し課題が山積している地方の意見が、ますます国政に届きにくくなるだけでなく、都市偏重型の国政運営に傾くことで、地方の切り捨てが進むことが懸念されるどころであり、本県のように地方に位置し人口が減少している過疎後進県にとって到底容認できるものではない。

国の義務付け見直しに代表される地方分権が進む中、地方の民意が十分に反映される仕組みを確保することが今後ますます重要になってくる。また、東日本大震災や今後発生が予想される南海トラフを震源とする超巨大地震、首都直下地震の対応に絡め、国家・行政機能の安全保障の観点から首都機能のバックアップ拠点整備などの議論も必要となってくる。

こうした状況のなか、今こそ、これからの国の姿を示した上で選挙制度のあり方を議論していくべきであり、憲法改正も視野に入れ、1票の格差に過度に固執することなく地方の意見が国政に反映される選挙制度・定数配分・選挙区割りを構築すべきである。

よって、国におかれては、衆議院選挙制度改革に当たっては、地方の意向を十分配慮されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 武石利彦

衆議院議長 }
参議院議長 }